

京都市告示第419号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業を指定しました。

平成26年12月3日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
有限会社三栗商事（代表取締役 市川 晴ゆ美）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市南区東九条烏丸町35番地
- 3 事業所の名称
くすり屋のケアショップ
- 4 事業所の所在地
京都市南区東九条烏丸町35番地
- 5 指定する事業の種類
障害児相談支援
- 6 指定年月日
平成26年11月28日
- 7 事業所番号
2670500038

（保健福祉局障害保健福祉推進室）